

特別区財政の現状と課題

平成29年3月

特別区長会事務局

はじめに

平成28年9月2日、平成27年度の特別区普通会計決算の概要が公表されました。

平成27年度の決算では、歳出における義務的経費は、公債費の地方債現在高の減により元利償還金が減少したものの、社会保障制度の一環である生活保護費、児童福祉費などの扶助費の増加により、前年度から約532億円、3.2%の増となり、依然として高い水準で推移しています。一方、歳入では、特別区税の約9割を占める特別区民税が前年度から約186億円、2.1%の増となったこと、地方消費税率引上げにより、地方消費税交付金が約968億円、61.7%の増となったことなどにより、一般財源総額は5.7%の増となりました。その結果、平成21年度以降6年連続で80%を超えていた経常収支比率は、70%台へと回復しています。

我が国の経済は、雇用・所得環境の改善傾向が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな景気回復に向かうことが期待されるものの、海外経済で弱さが見られており、我が国の景気が下押しされるリスクを抱えています。そのような中で、国は都区の調整税である市町村民税法人分の一部を国税化し、その全額を地方交付税の原資とする見直しを強行しました。また、平成31年10月の消費税率10%段階において、国税化を拡大する法改正をしており、今後特別区を取り巻く財政はより厳しい状況にさらされることとなります。

こうした中、特別区は、首都直下地震への備え、超高齢化への対応、子育て支援策年や社会インフラ老朽化対策など膨大な行政需要を抱えています。さらに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた開催都市としての万全な体制づくりなど、取り組むべき課題は山積しており、それらの課題に対応するための財源の確保が急務となっています。

特別区が将来にわたって区民の負託に応えていくためには、より一層の行財政改革に努め、計画性、持続性のある財政基盤を確立し、区民サービスの向上を図るとともに、将来像を見据えた財政運営が求められています。

本冊子は、主に普通会計決算に基づいて特別区総体の現状を把握し、「特別区が抱える財政上の課題」を考えるための素材を取りまとめたものです。

財政状況の異なる特別区を合計した姿が、そのまま個々の区の財政状況を表すものではありませんが、今後の各区の財政運営や地方財政をめぐる議論の参考としていただければ幸いです。

目 次

第1章 特別区の決算状況と課題	1
1. 区税収入の推移	2
2. 歳入構成の推移	3
3. 性質別歳出の推移	4
4. 実質的な義務的経費に要する一般財源負担額の推移	5
5. 実質収支比率、経常収支比率の推移	6
6. 法人税収の影響	7
7. 積立基金の推移	8
8. 特別区債残高と基金残高の推移	9
第2章 財政健全化の取組み状況	11
1. 職員数の削減	12
2. 職員数の削減による効果	13
3. 区税徴収率	14
4. 健全化判断比率の状況	15
第3章 特別区の財政負担状況	17
1. 扶助費と特別会計繰出金の増加	18
2. 更新時期を迎える公共施設と改築経費	19
3. 退職手当の経費	20
第4章 特別区を取り巻く現状	21
1. 人口推移の状況	22
2. 企業集中及び流入人口の状況	23
3. 地価や消費者物価の状況	24
4. 生活保護の状況	24
5. 介護保険要介護認定者の状況	25
6. 待機児童の状況	25

- ※ 本冊子において、表及びグラフに用いられている数値は、主に普通会計ベースによるものである。
- ※ 普通会計とは、各地方公共団体の財政状況の把握、地方財政全体の分析等に用いられる統計上、観念上の会計であり、総務省の定める基準をもって、各地方公共団体の会計を統一的に再構成したものである。
- ※ 計数については、原則として表示単位未満を四捨五入し、端数調整をしていないため、合計が一致しない場合がある。

第1章 特別区の決算状況と課題

- 平成27年度普通会計決算の各種財政指標の状況を見ると、実質収支比率は前年同率であり、財政構造の弾力性を示す経常収支比率、資金繰りの程度を示す実質公債費比率は、ともに改善傾向にあることがわかる。
- 特別区の経常収支比率は、前年まで6年間続いた80%台から70%台に改善した。

<財政指標の推移>

(単位：%)

区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
実質収支比率	5.3 (5.6)	5.0 (5.6)	4.1 (4.5)	4.9 (5.1)	5.1 (5.2)	5.9	5.7	5.7
経常収支比率	76.1 (76.1)	82.1 (82.1)	85.7 (85.7)	86.4 (86.4)	85.8 (85.8)	82.8	80.7	77.8
実質公債費比率	3.6	2.1	0.9	0.0	-0.7	-1.3	-1.8	-2.3

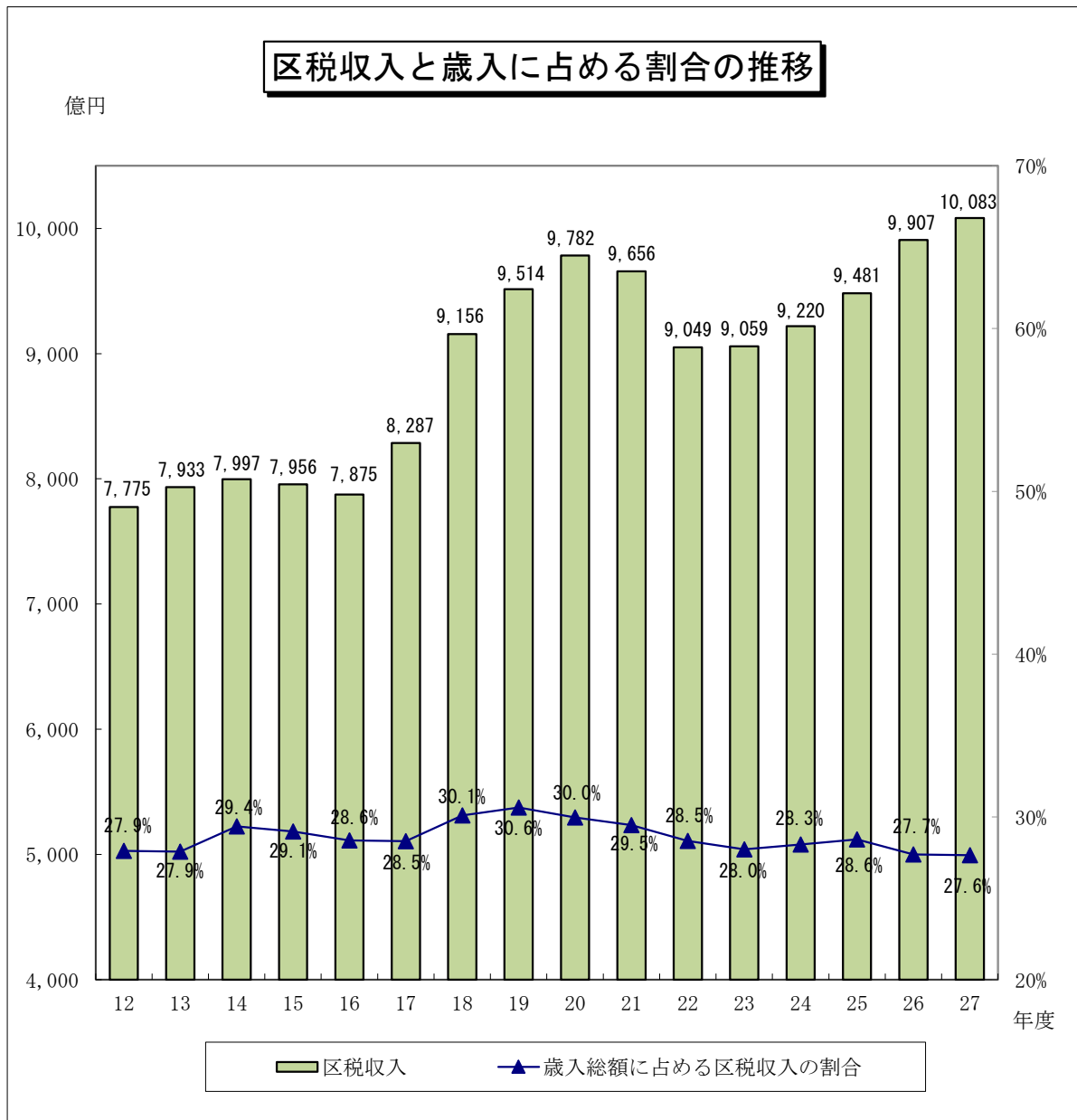
注) ・各比率は、全特別区の加重平均である。

- ・経常収支比率の()書きは、減収補填債及び臨時財政対策債の発行額を分母に加えない率である。
 なお、平成25年度から、臨時財政対策債発行可能額の算出方法の見直しにより、特別区において、発行可能額が皆減となっており、また減収補填債(特例分)の発行実績がないことから、平成25年度以降()書きは計上しない。

1. 区税収入の推移

区税収入は、景気回復による所得の増加等により、5年連続で増となった。
我が国の景気は緩やかな回復基調にあるものの、様々な懸念材料を抱えており、今後も予断を許さない状況にある。

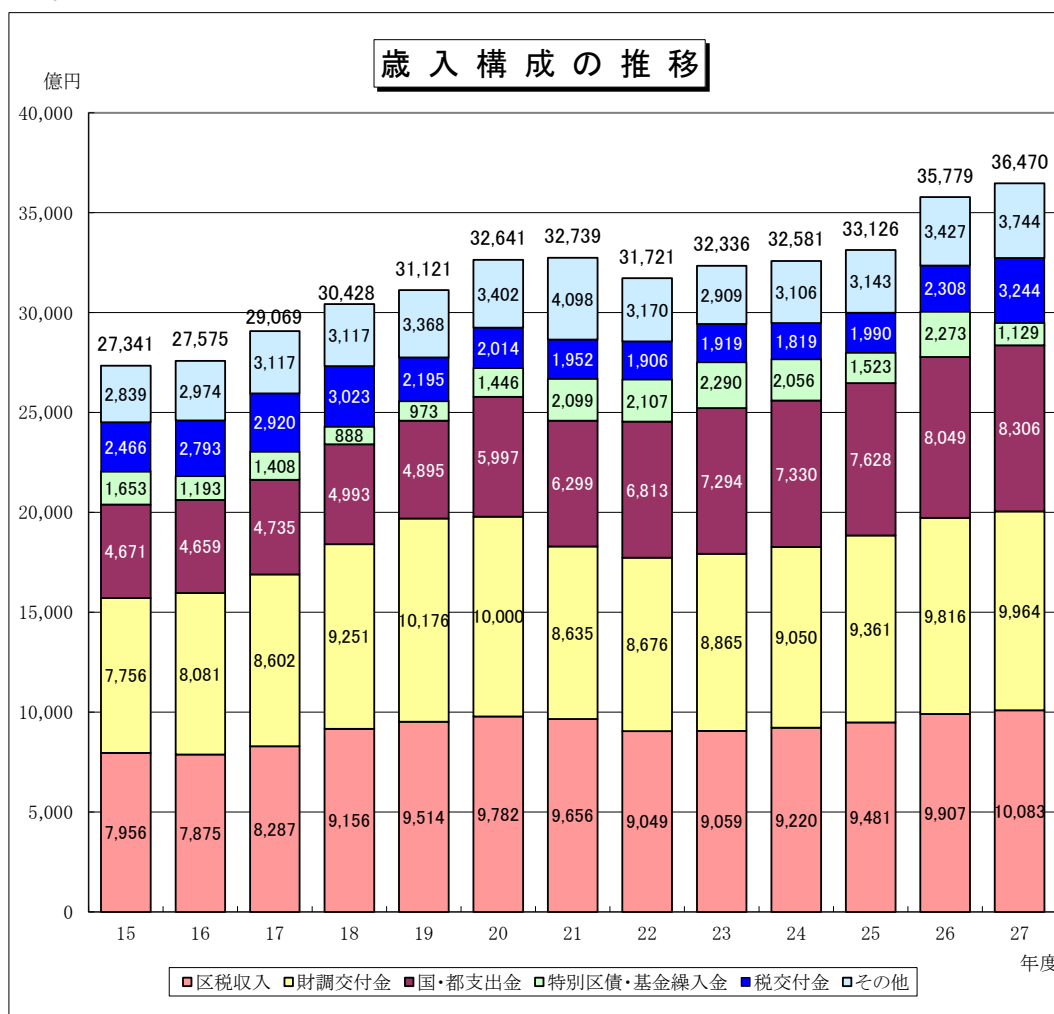
- 区税収入は、特別区税の約 9 割を占める特別区民税が、納税義務者数の増加や景気回復による所得の増加などに伴い、前年度から約 186 億円、2.1%の増となったことなどにより、全体で約 176 億円、1.8%の増となった。
- 区税は歳入の約 3 割を占める基幹収入であるが、景気の影響を受けやすい。最近の景気動向は、緩やかな回復基調にあるものの、海外経済で弱さが見られるなどの懸念材料を抱えており、税収の動向は今後も予断を許さない状況にある。



2. 歳入構成の推移

歳入構成は、歳入の柱である区税収入が5年連続、特別区財政調整交付金が6年連続の増となり、歳入総額は6年連続で増となった。しかし、特別区は景気変動の波を受けやすい歳入構造となっており、将来を見据えた安定的・計画的な財政運営が求められる。

- 区税収入は、特別区民税が 2.1%の増となり、区税全体でも 1.8%の増となった。
- 区税収入や国・都支出金の増加により、歳入総額は増となったものの、特別区財政調整交付金は、財源である市町村民税法人分の一部国税化の影響により、平成 21 年度の大幅な落ち込み以前の規模まで回復するには至らなかった。
- 税交付金は、地方消費税率引上げによる地方消費税交付金の増により、大幅に増加した。
- 景気は緩やかな回復基調にあるが、海外経済で弱さが見られるなどの懸念材料を抱え、引き続き不透明な状況となっている。特別区は景気変動の波を受けやすい歳入構造となっているため、将来を見据えた安定的・計画的な財政運営が求められる。

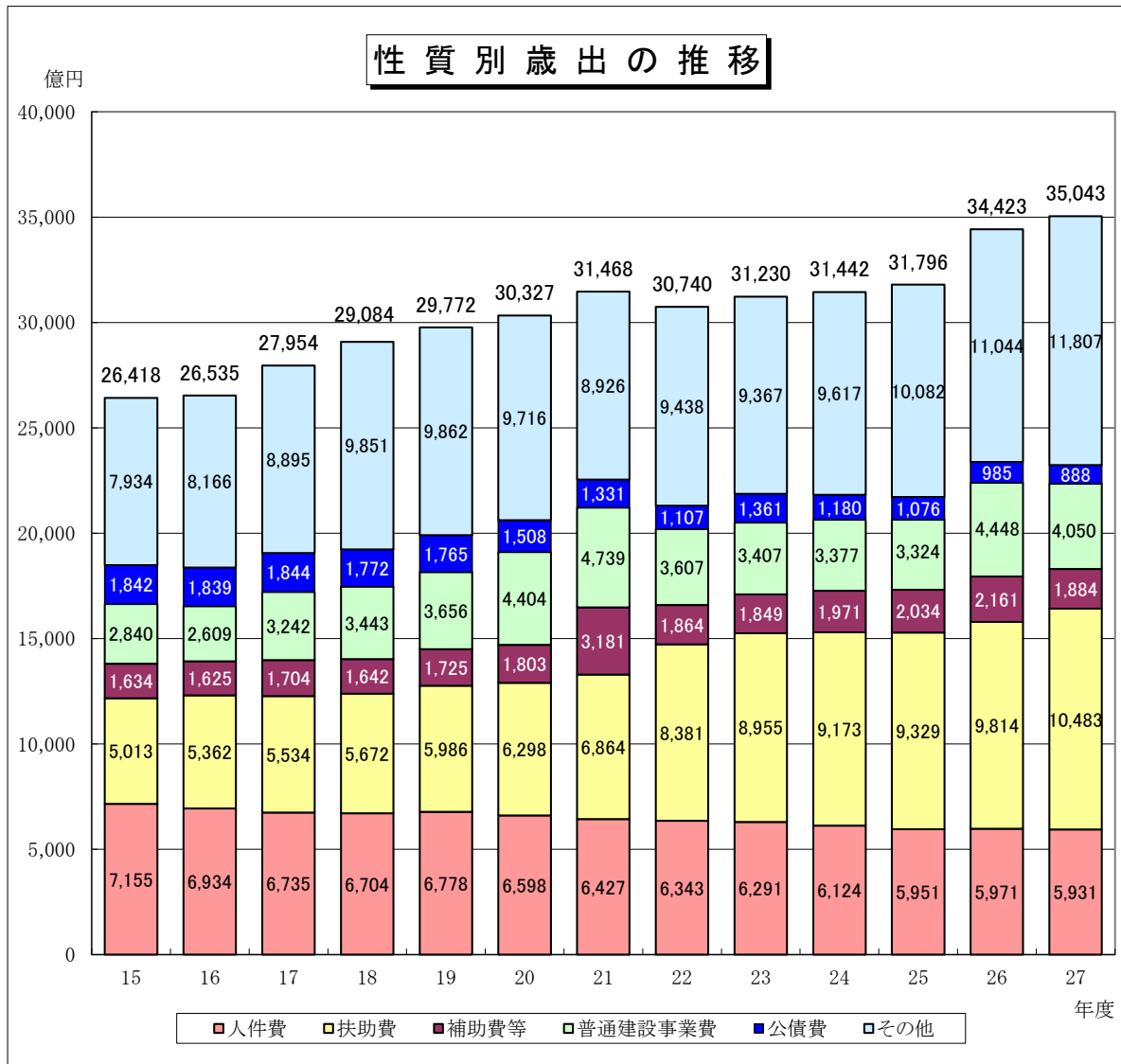


(注) 「その他」には、使用料・手数料、分担金・負担金、寄附金、財産収入、繰越金、諸収入が含まれる。

3. 性質別歳出の推移

歳出総額は、扶助費等の増により 5 年連続の増となり、今後も歳出を押し上げる要因が山積している。

- 扶助費は、少子高齢化対策費の増加等により、年々増加する傾向にある。
- 人件費は、職員数の削減や退職者数の減に伴う退職金の減等により 0.7%の減となった。
- 公債費は、地方債現在高減による元利償還金の減により 9.8%減と、4 年連続で減少した。
- 今後も少子高齢化対策費などの扶助費や首都直下地震への備え、医療・介護関係経費の増加、公共施設の更新等、歳出を押し上げる要因が山積している。

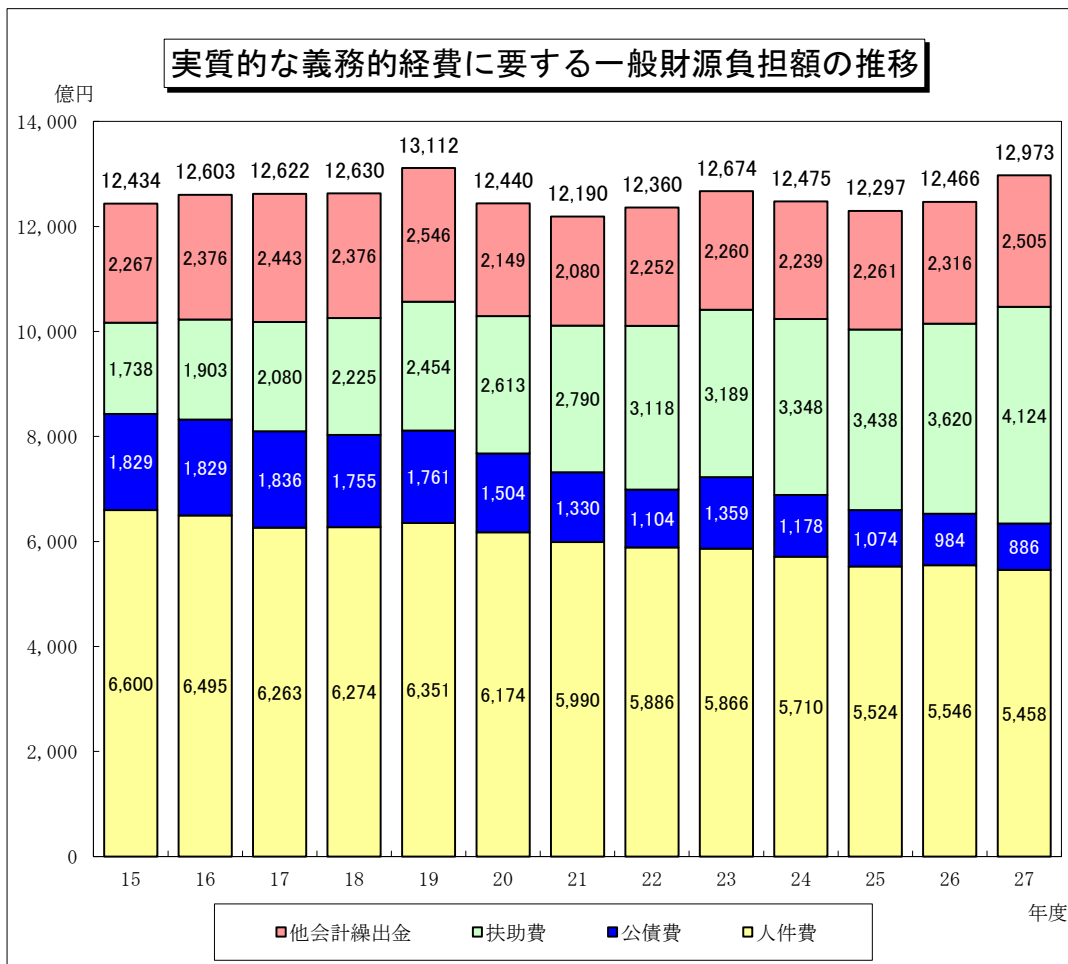


(注) 補助費等は、平成 21 年度に限り実施された定額給付金事業により急激に増減している。

4. 実質的な義務的経費に要する一般財源負担額の推移

人件費を抑制する一方で、扶助費が急増しており、実質的な義務的経費に要する一般財源負担は、ここ2年増加傾向にある。

- 義務的経費とされる人件費、公債費、扶助費に医療・介護保険への公費負担を加えた実質的な義務的経費について、一般財源による負担の状況を見ると、ここ2年は増加傾向にあり、1.3兆円規模になっている。
- これは、行財政改革の取組などにより人件費が抑制基調で推移している一方で、少子高齢化対策費等の扶助費が増加しているためである。また、国民健康保険や介護保険などの他会計繰出金は、医療制度改革の影響により一時的に減少していたものの、高齢者人口の増等による医療や介護費用の増加等に伴い、高い水準が続いている。
- 近年、人件費は下げ止まり傾向にあり、社会保障関係経費については、今後も増加が見込まれることから、特別区の財政運営を更に圧迫することが予測される。

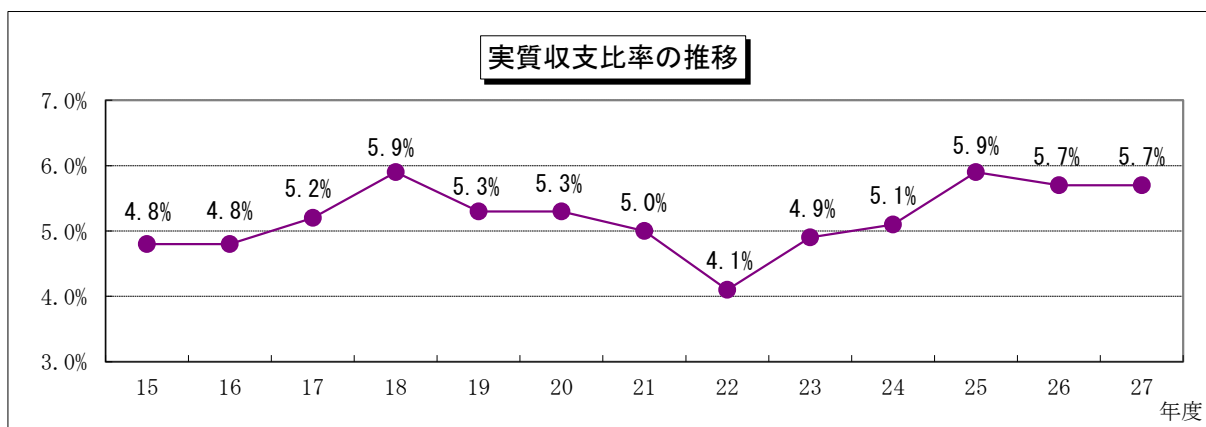


(注) 他会計繰出金・・・国民健康保険事業会計、老人保険医療事業会計（平成22年度で会計廃止）、後期高齢者医療事業会計、介護保険事業会計(保健事業勘定)への繰出金

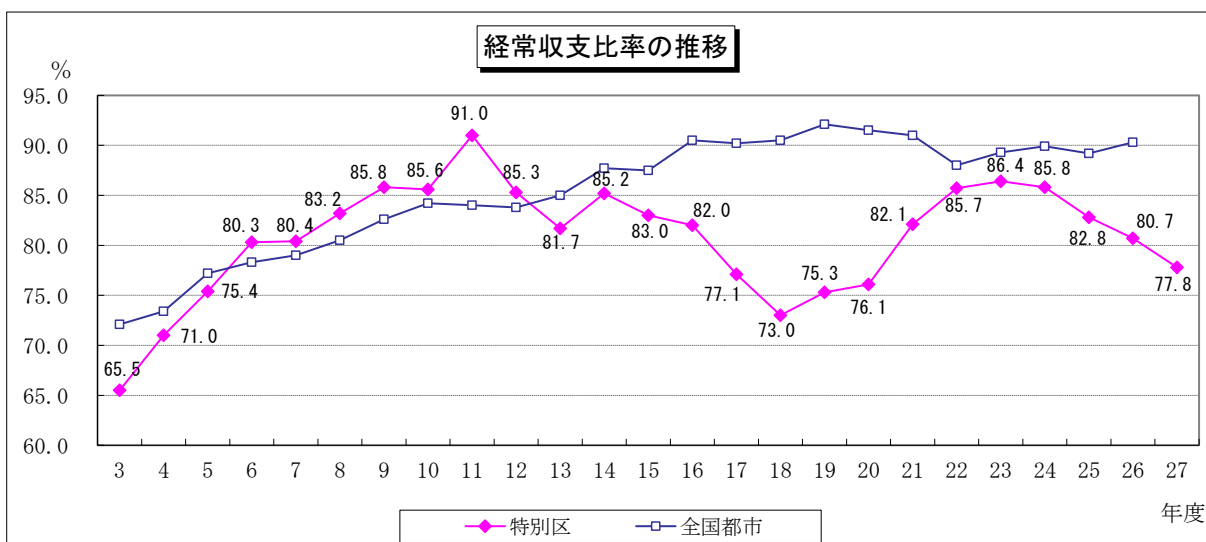
5. 実質収支比率、経常収支比率の推移

実質収支比率は前年同率の 5.7%と、適正範囲とされる 3%~5%を若干上回った。また、経常収支比率は 2.9 ポイント減の 77.8%と改善した。

- 財政の健全性を測る指標を見ると、実質収支比率は適正範囲とされる 3%~5%を若干上回り、経常収支比率は、特別区税や地方消費税交付金をはじめとする経常一般財源等の増加により、前年度比 2.9 ポイント減の 77.8%となった。
- 実質収支比率、経常収支比率については、近年改善傾向にあるものの、特別区の財政は、区民税・特別区財政調整交付金を基幹収入としていることから、景気動向が税収に及ぼす影響が非常に大きい。景気後退期には、経常収支比率が全国都市と比べて急激に悪化する傾向もあり、今後も予断を許さない状況にある。



(参考) ・実質収支比率＝実質収支/標準財政規模×100
 ・実質収支比率は、概ね3~5%程度の黒字が適正水準とされる。
 ・実質収支比率は、19年度から臨時財政対策債発行可能額を分母に加える算出方法に変更となった。

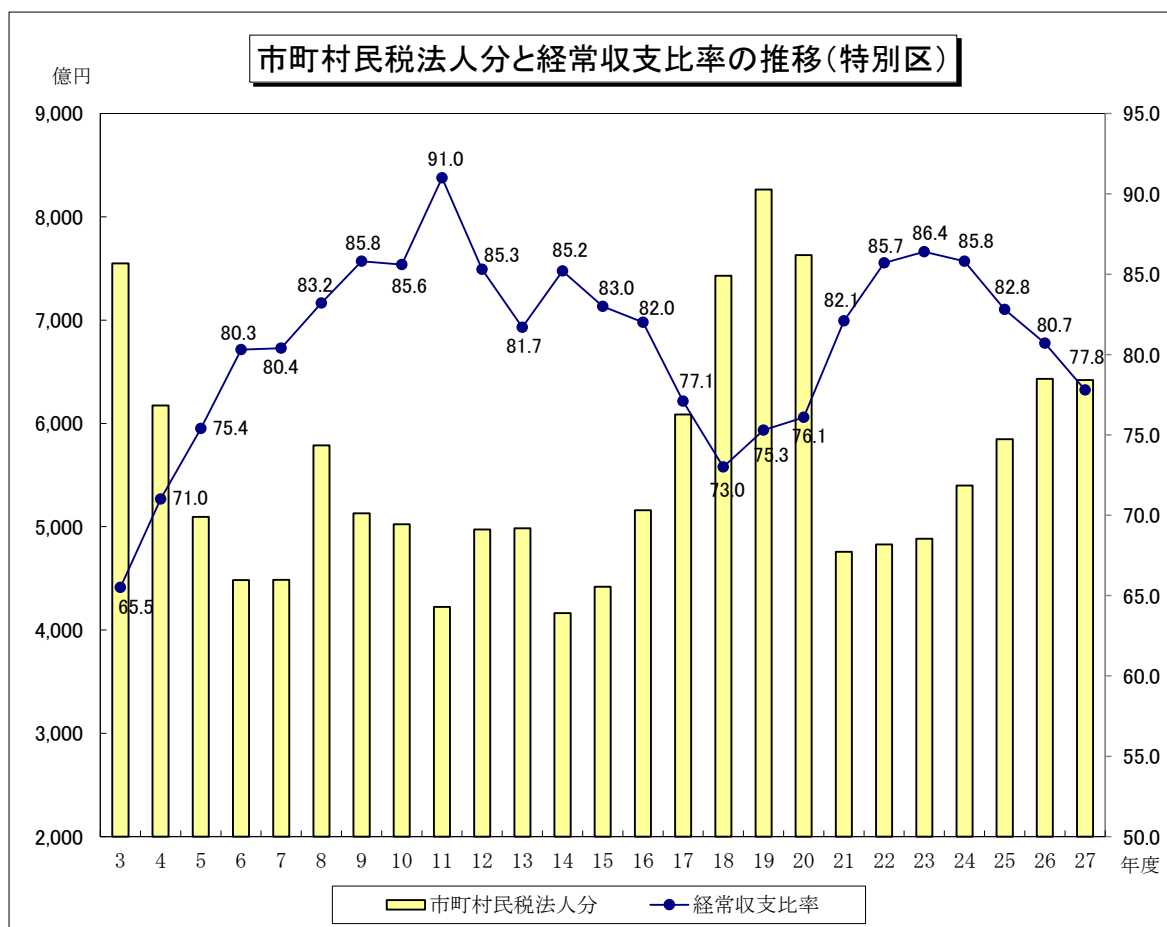


(注) 1. 「全国都市」とは、大都市、中核市、特例市（平成27年度以降は施行時特例市）及び特別区を除く市をいう。
 (参考) 経常収支比率＝経常経費充当一般財源/経常一般財源×100
 経常収支比率は70~80%にあるのが望ましいとされ、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

6. 法人税収の影響

特別区の財政は、法人税収の変動の影響を受けやすい。経常収支比率は改善傾向にあるが、消費税率引上げに伴う市町村民税法人分の一部国税化の影響により対前年度比減となるなど、様々な懸念材料を抱えている。また、今後、更なる市町村民税法人分の一部国税化の影響による減収も見込まれる。

- 特別区財政調整交付金の原資の一つである市町村民税法人分と経常収支比率の関係を見ると、概ね市町村民税法人分が増えると経常収支比率が下がり、反対に当該税収が減ると比率が上がっていることがわかる。
- 経常収支比率は、平成 21 年度に、景気低迷の影響などで市町村民税法人分が大きく落ち込み、急激に悪化した。平成 27 年度の景気は緩やかに回復しているものの、消費税率 8% への引上げに伴う市町村民税法人分の法人税割の一部が国税化され、地方交付税の原資とされたことから減収となった。一方で、地方消費税交付金が増となったことなどにより、経常収支比率は改善した。
- 経済状況は、緩やかな回復基調にあるものの、海外経済で弱さが見られるなどの懸念材料を抱える上に、平成 31 年 10 月からの消費税率 10% への増税に伴う更なる市町村民税法人分の一部国税化が法改正されており、予断を許さない状況となっている。



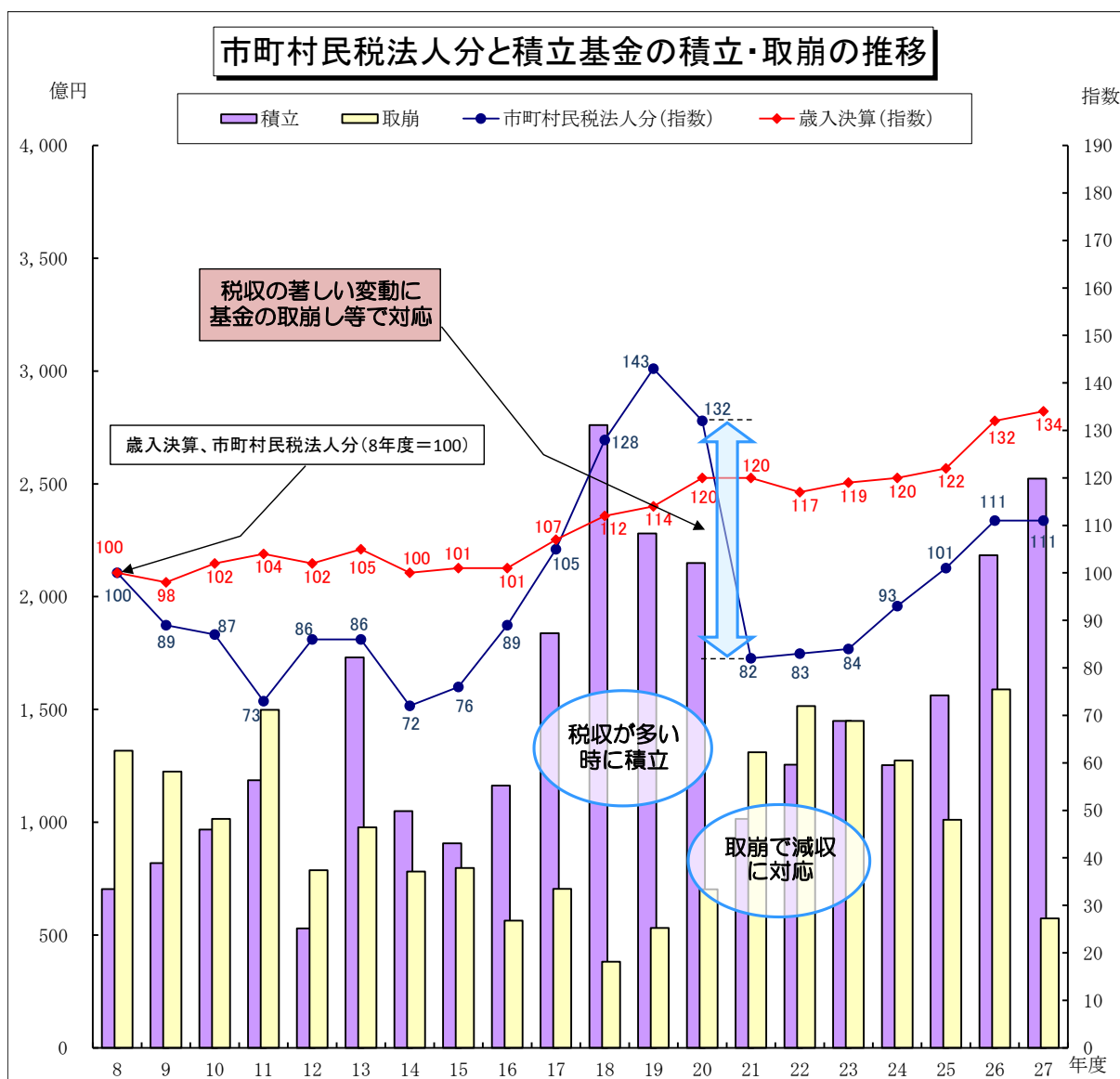
(参考) 経常収支比率 = 経常経費充当一般財源 / 経常一般財源 × 100

経常収支比率は70~80%にあるのが望ましいとされ、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

7. 積立基金の推移

特別区は、景気変動に対処するため積極的に基金を活用している。平成 27 年度の基金は、3年連続で積立額が取崩額を上回ったものの、不合理な税源偏在是正による市町村民税法人分の一部国税化の影響が大きくなる中、今後の景気動向の状況によっては、大きく取崩しを行わなければならない状況も想定される。

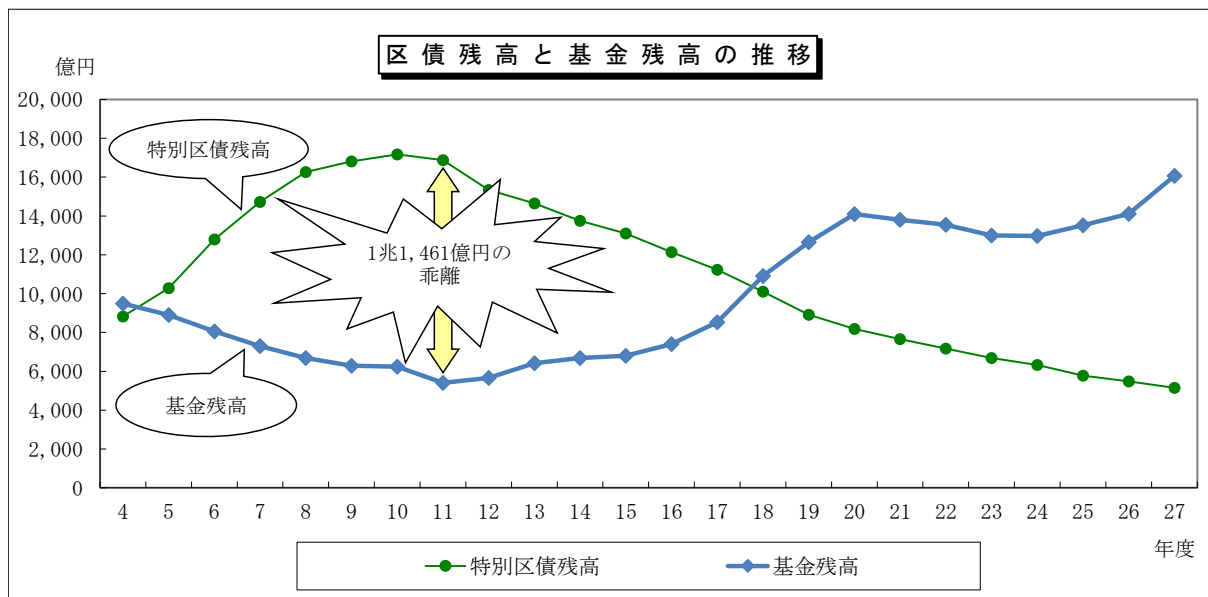
- 特別区は、基金の活用など自らの工夫で景気変動に対処しなければならない。景気変動がある中でも、必要な区民サービスを安定的に提供するため、税収が伸びている時には適切に基金への積立てを行い、減収時には基金を取崩して対応を行うなど、年度間の財源調整を図っている。
- 平成 27 年度は、税収増などの影響により、積立額が取崩額を上回った。一方で、景気は緩やかな回復基調にあるものの、不合理な税源偏在是正による市町村民税法人分の一部国税化の影響が大きくなる中、今後の景気動向の状況によっては、大きく取崩しを行わなければならない状況も想定される。



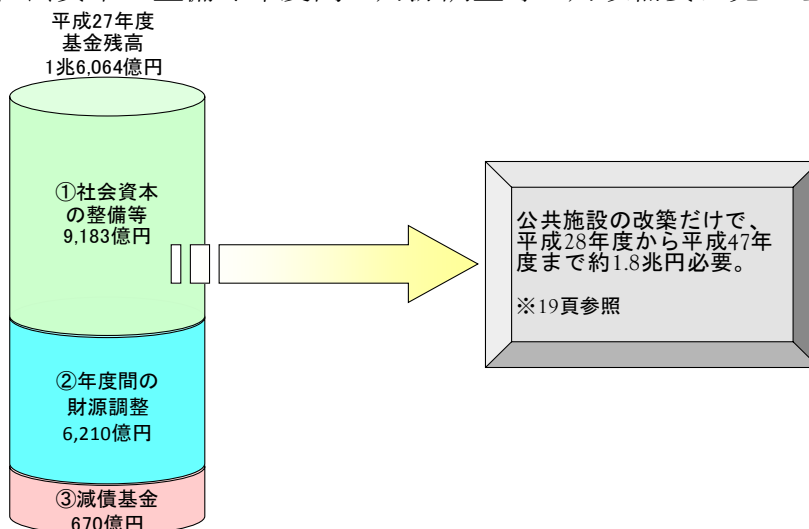
8. 特別区債残高と基金残高の推移

特別区債残高は、平成11年度から減少を続けており、一方で基金残高は3年連続で増加した。しかし、景気に左右されやすい特別区の財政構造や、また今後想定される膨大な財政需要を勘案すると、決して財政余力があるとは言えない状況にある。

- 特別区債残高は着実な償還などにより年々減少している。
- 基金残高は、平成21年度以降、景気低迷の影響を受け、深刻な財源不足に陥ったことから、基金の取崩が積立を上回る状況が続いていたが、歳入環境が改善したことにより、昨年度に引き続き増加となった。
- 現在、基金残高が特別区債残高を上回っているものの、首都直下地震等に備えた防災・減災対策や公共施設の大量更新などの膨大な財政需要、下振れリスクが残る景気動向などを考慮すると、今後も区債・基金の適正な運用が必要である。



- 基金は、社会資本の整備や年度間の財源調整等の財政需要に充てられる。



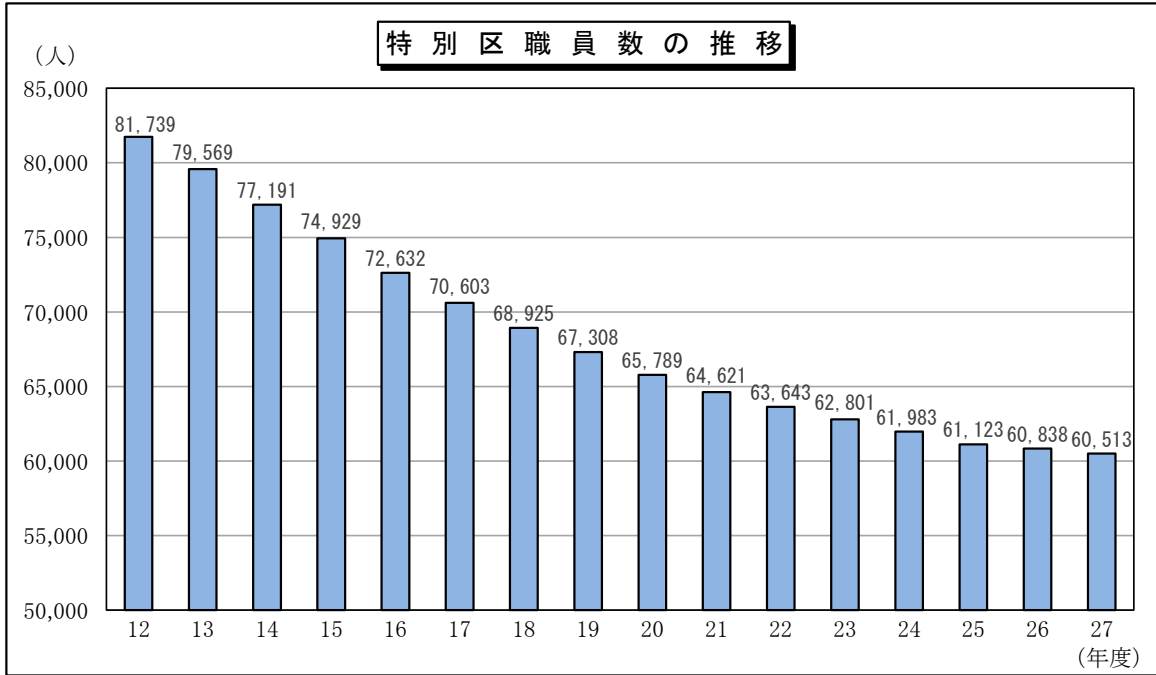
第2章 財政健全化の取組み状況

- 特別区は、限られた財源の中で膨大な行政需要に対応するため、職員数の削減など、積極的に行財政改革に取り組んでいる。

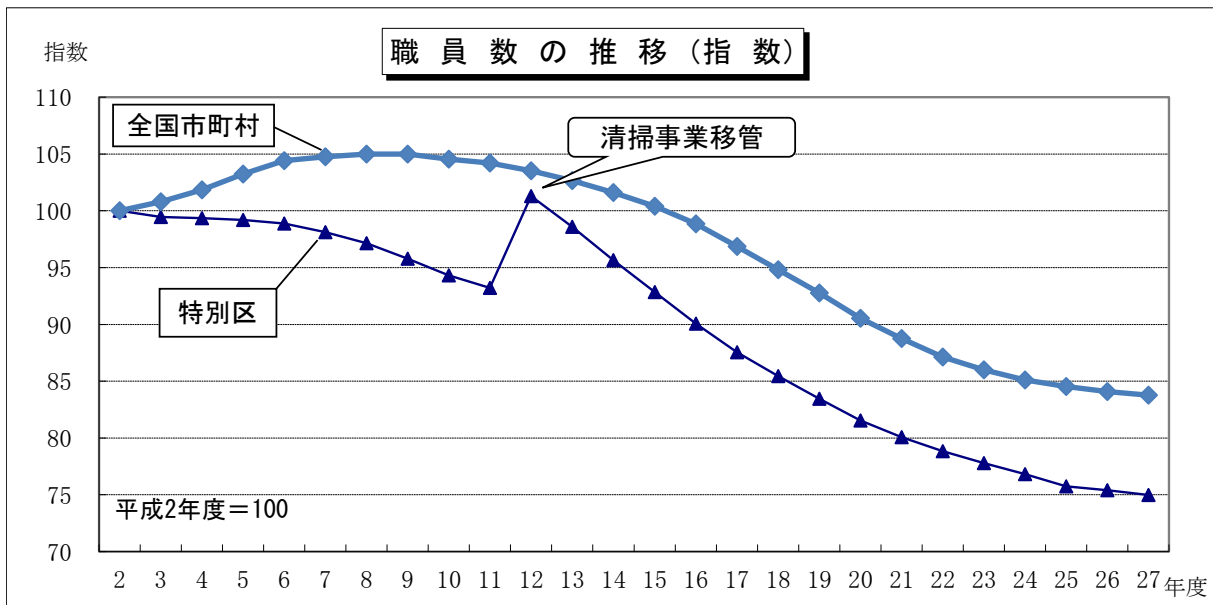
1. 職員数の削減

特別区は、全国市町村を上回るペースで職員数の削減を進めている。

- 特別区の職員数は、平成12年度の清掃事業移管（7,826人）に伴い、一旦増加したものの、平成15年度には清掃事業移管前の規模を下回り、その後も引き続き減少傾向にある。削減率は、全国市町村を大きく上回っている。



※職員数は地方公共団体定員管理調査による。（教育長を含む）

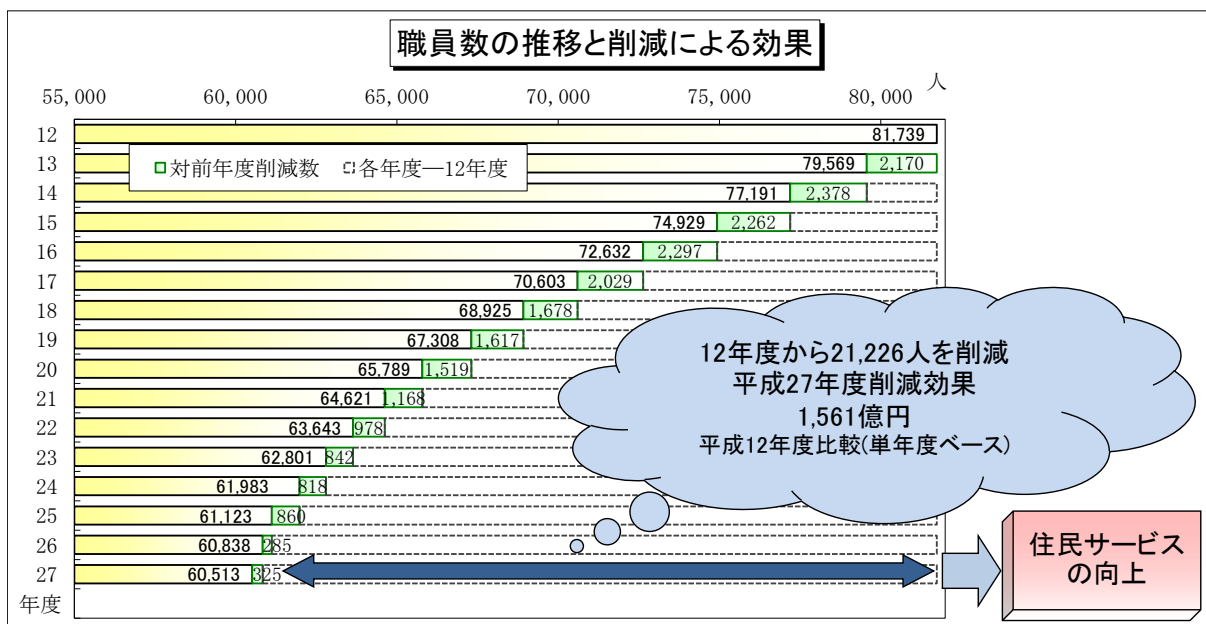


※全国市町村は地方公共団体定員管理調査による全国市町村職員数の総数

2. 職員数の削減による効果

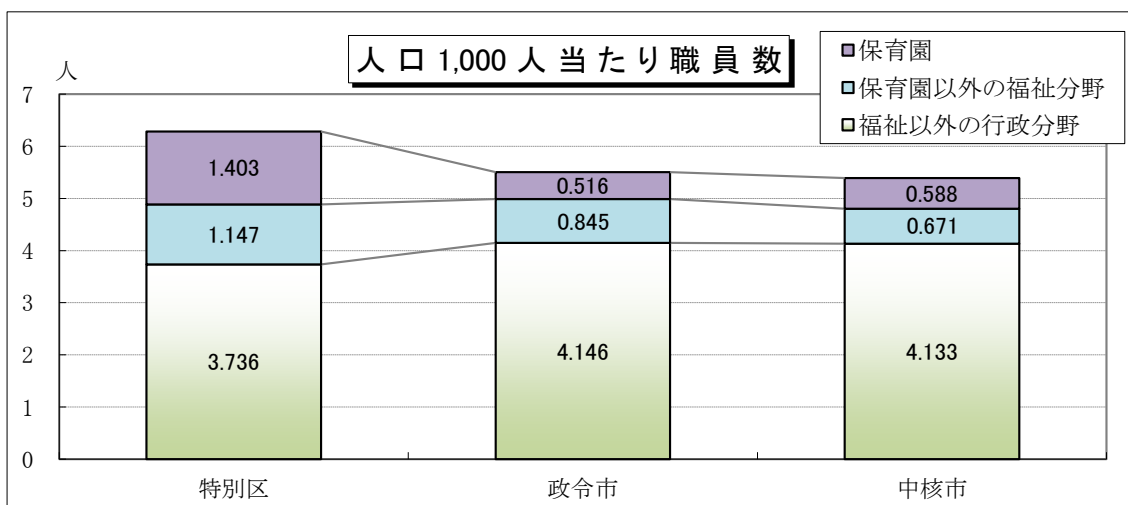
特別区は、職員数の削減により捻出した財源を、住民サービスの維持・向上に活用している。

- 特別区は、職員数の削減によって得られた行革効果を喫緊の課題である少子高齢化対策に振り向けるとともに、住民サービスの維持・向上を図っている。



※削減効果は、12年度からの職員削減数の合計 21,226 人に、平成 27 年度都区財政調整における標準給与額(標準給：7,354,418 円)を乗じて算出

- 特別区は、事務能率の向上を図り職員数の削減を進める一方、大都市需要として特に区民ニーズの高い、保育園などの子育て支援や超高齢社会対応等の福祉分野においては、需要に対応するための人員を確保している。



※職員数は、普通会計職員数から消防部門職員数を除いたもの

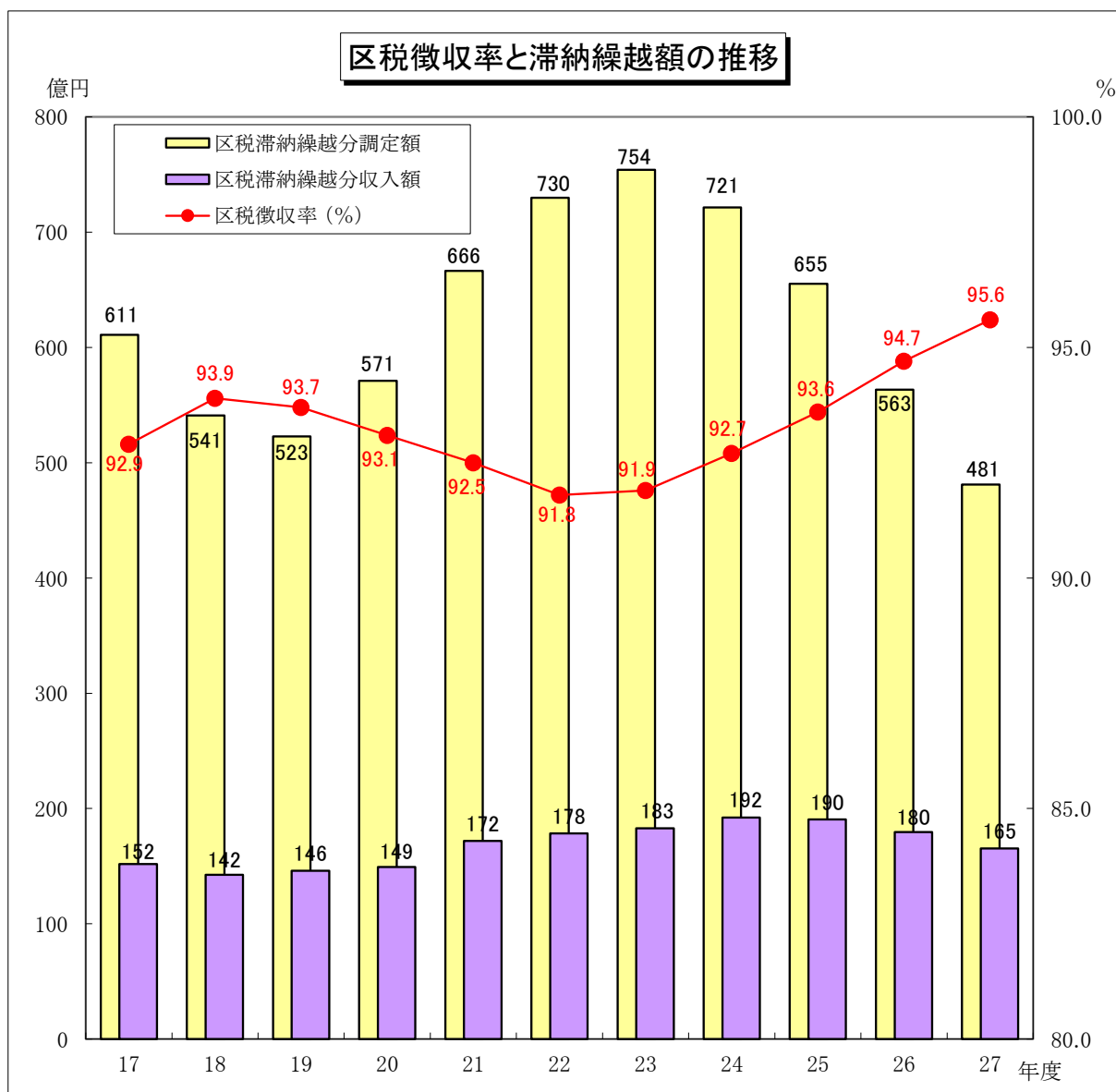
※職員数 (27.4.1)、人口 (28.1.1)

※政令市及び中核市は 27.4.1 時点による

3. 区税徴収率

区税徴収率は、各区の収納強化策が奏功し、5年連続で上昇した。また、累積滞納額は減少を続けている。

- 各区では、差し押さえの強化や徴収嘱託員の活用、コンビニエンスストア収納、クレジットカードによる収納、インターネット公売など、区税の収納強化に努めている。
- そのため、特別区税の徴収率は5年連続で上昇した。また、累積滞納額は減少傾向にある。
- しかし、今後の経済状況は不透明であり、区税徴収はさらに厳しさを増す可能性もあることから、より一層の徴収努力が必要となっている。



4. 健全化判断比率の状況

平成 27 年度決算（確報）に基づく特別区の指標は、全てにおいて早期健全化基準に該当がない結果となった。

各指標を継続的に分析し、財政の健全性の一つの目安として、引き続き健全化に取り組む必要がある。

- 平成 19 年 6 月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、19 年度決算から財政指標（健全化判断比率及び資金不足比率）の議会報告及び公表が義務付けられることとなった。
- 平成 27 年度決算（確報）において、下記の「一覧表」の通り、特別区はいずれも健全化判断比率が早期健全化基準に該当がなく、健全な状態である。しかし、基準を下回れば直ちに問題がないとするのではなく、各指標を財政の健全性の一つの目安として、各指標の算定要素についても個別に着目し、分析を行い、引き続き健全化に取り組むことが求められている。

健全化判断比率一覧表

(単位：%)

区名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
千代田	- (11.71)	- (16.71)	1.3	—
中央	- (11.28)	- (16.28)	0.6	—
港	- (11.25)	- (16.25)	△ 1.9	—
新宿	- (11.25)	- (16.25)	△ 2.9	—
文京	- (11.25)	- (16.25)	△ 3.8	—
台東	- (11.25)	- (16.25)	0.3	—
墨田	- (11.25)	- (16.25)	△ 0.2	—
江東	- (11.25)	- (16.25)	△ 4.4	—
品川	- (11.25)	- (16.25)	△ 3.9	—
目黒	- (11.25)	- (16.25)	△ 2.3	—
大田	- (11.25)	- (16.25)	△ 1.7	—
世田谷	- (11.25)	- (16.25)	△ 2.5	—
渋谷	- (11.25)	- (16.25)	△ 2.9	—
中野	- (11.25)	- (16.25)	2.9	—
杉並	- (11.25)	- (16.25)	△ 6.4	—
豊島	- (11.25)	- (16.25)	△ 2.3	—
北	- (11.25)	- (16.25)	△ 3.5	—
荒川	- (11.25)	- (16.25)	△ 0.1	—
板橋	- (11.25)	- (16.25)	△ 3.6	—
練馬	- (11.25)	- (16.25)	△ 3.0	—
足立	- (11.25)	- (16.25)	0.5	—
葛飾	- (11.25)	- (16.25)	△ 0.1	—
江戸川	- (11.25)	- (16.25)	△ 6.2	—
23区平均	—	—	△ 2.0	—
早期健全化基準	11.25% ∩ 15.00%	16.25% ∩ 20.00%	25%	350%

【用語の定義】

○実質赤字比率

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの

○連結実質赤字比率

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの

○実質公債費比率

借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの

○将来負担比率

地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの
将来負担額からは基金等の特定財源が控除されるため、基金の積立が多い場合などは将来負担が算定されない

○早期健全化基準

健全化判断比率のうちいずれかが基準以上となった場合、議会の議決を経て、早期健全化計画を定めることが必要となる数値

※総務省 平成28年11月30日「平成27年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要（確報）」より

※実質赤字額、連結実質赤字額及び将来負担比率がない場合は、「—」と表記している。

※（ ）内の数値は、各団体の早期健全化基準（財政規模に応じ設定）である。

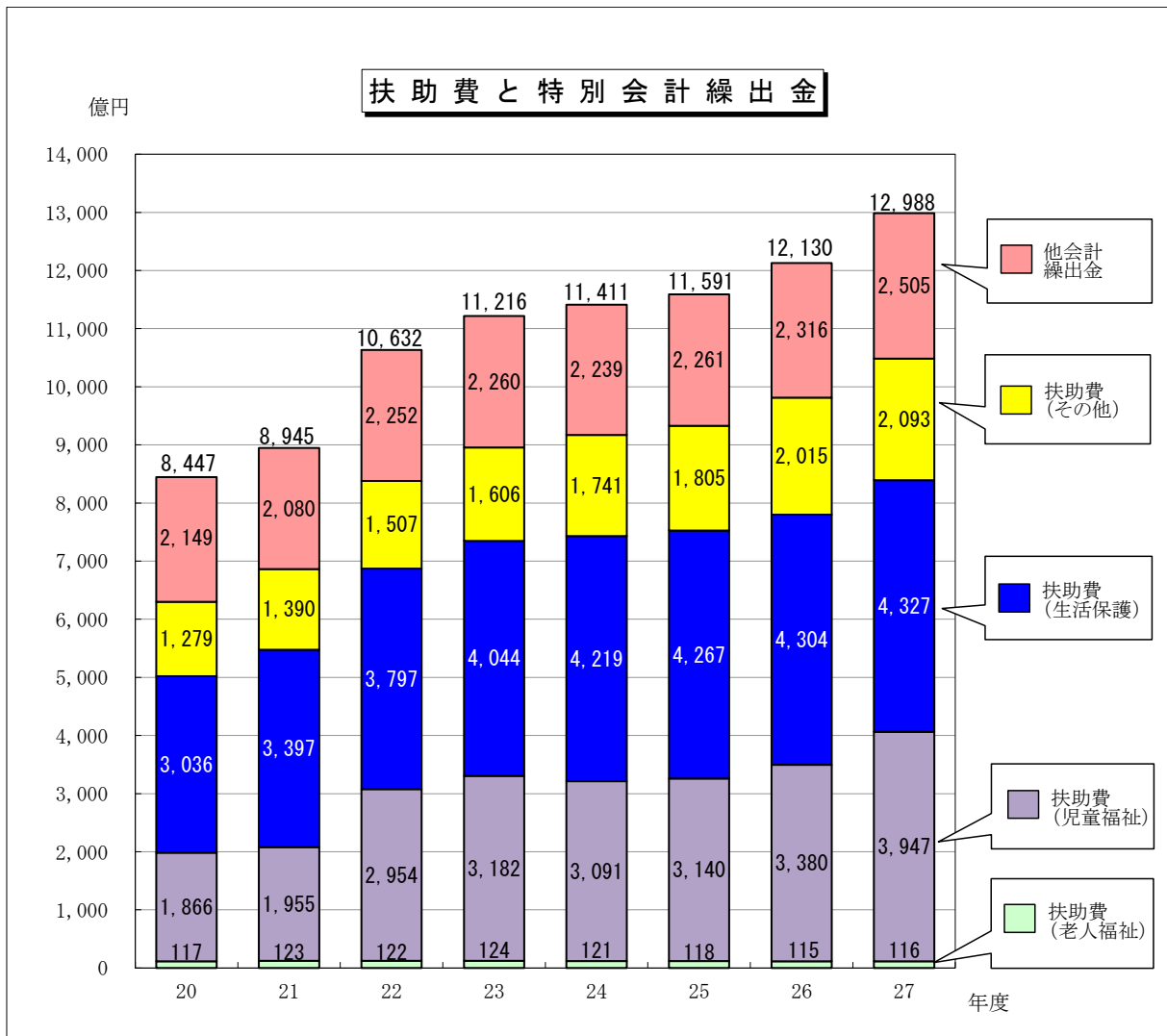
第3章 特別区の財政負担状況

- 特別区は、引き続き扶助費が増加するとともに、大量の公共施設の更新需要など、今後財政負担の増大が想定されることから、より一層の効率化と財源確保が求められる。

1. 扶助費と特別会計繰出金の増加

扶助費の総額は、年々増加しており、財政圧迫の要因となっている。また、実質的な義務的経費である医療・介護保険制度への繰出金も特別区財政圧迫の要因の一つとなっている。

- 社会保障制度の一環として支出される扶助費は、生活保護経費や障害者自立支援対策経費、児童手当をはじめとする少子化対応への経費を中心に、引き続き高水準で推移している。
- 国民健康保険や介護保険などの他会計繰出金は、医療制度改革により一時的に減ったものの、医療費の増加などにより、平成 22 年度に増加して以降、高止まりの状態が続いている。
- 雇用・所得環境は改善しているものの、その影響は限定的であり、急激な高齢化の進行も相まって、扶助費や医療・介護関係経費の増加が特別区財政をさらに圧迫していくことが懸念される。

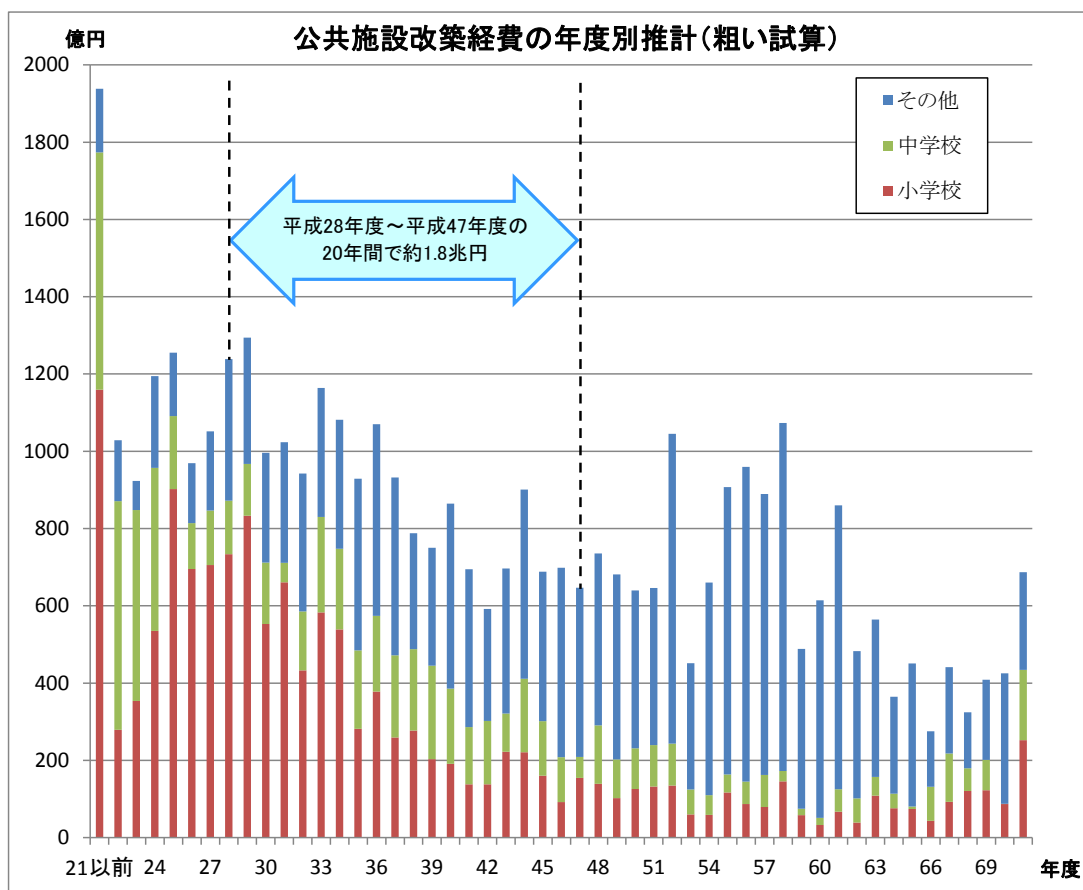


(注) 他会計繰出金・・・国民健康保険事業会計、老人保険医療事業会計（平成 22 年度で会計廃止）、後期高齢者医療事業会計、介護保険事業会計(保健事業勘定)への繰出金

2. 更新時期を迎える公共施設と改築経費

特別区が保有する公共施設の多くが更新時期を迎えており、その改築・改修等に伴う経費の増加が特別区財政を圧迫する恐れがある。

- 平成 22 年 4 月現在、特別区の保有する公共施設の総床面積は、義務教育関係施設（小・中学校）で 7,714,633 m²（1,240 校）、本庁舎、福祉関係施設、図書館等の公共施設で 8,009,851 m²（10,530 施設）となっている。
- 平成 27 年度までに耐用年数である 50 年を迎えた施設は、小中学校で約 420 校 2,618,824 m²（全体の約 34%）、本庁舎等は約 490 施設 460,157 m²（全体の約 6%）であり、その改築に要する経費は、合わせて約 8,400 億円と見込まれる。
- 特別区では、引き続き長期にわたって膨大な財政需要が発生することを見込んでいる。その改築需要を試算すると、平成 28 年度から平成 47 年度までの 20 年間で約 1 兆 8 千億円にも及ぶ。



※ 1 特別区保有施設状況調査（平成 22 年度）より。

※ 2 改築経費は、調査時点での現有施設の床面積を基に平成 28 年度都区財政調整における単価を用いて算出した事業費ベース。（国・都の支出金等は控除していない。）

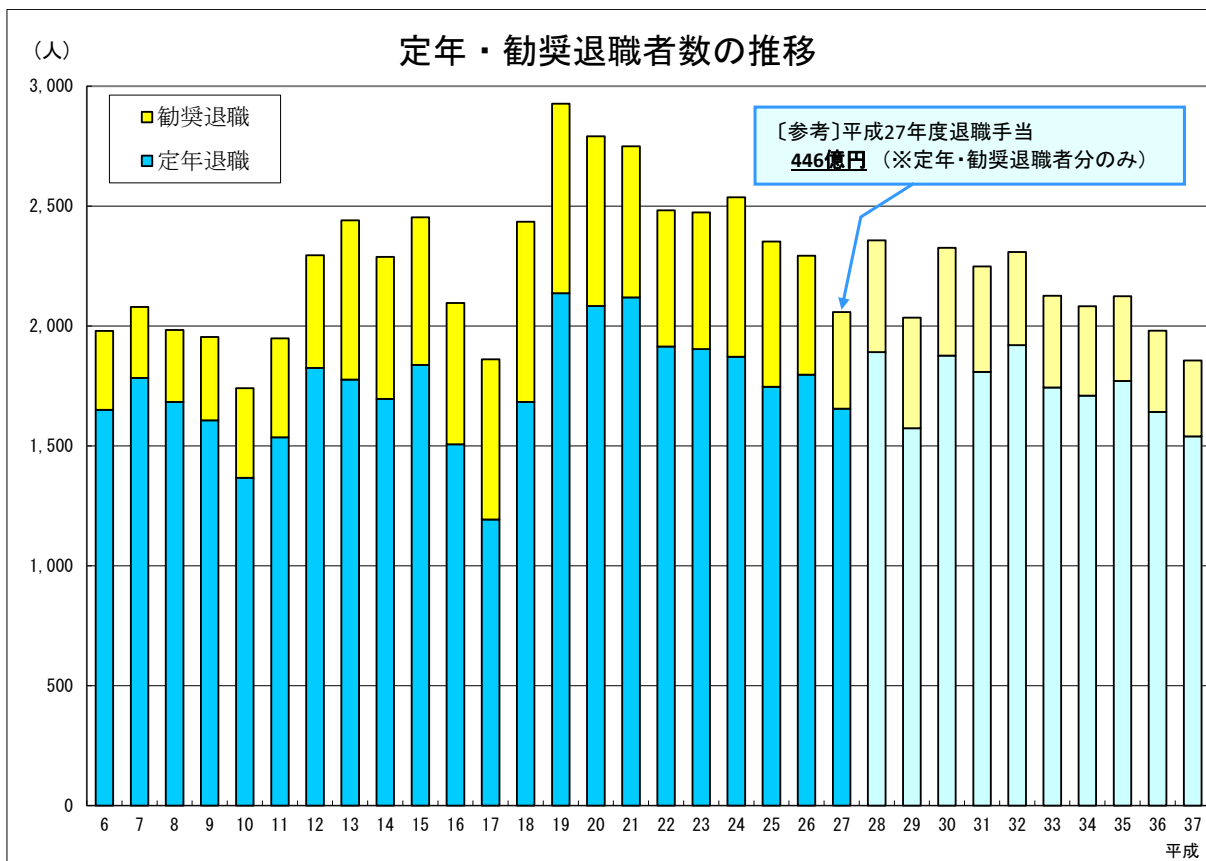
※ 3 小中学校数は実数ではなく、調査時点における一学校あたりの平均的な面積により割り返して算出した。

※ 4 21 年度以前に改築後 50 年に達した施設は、「21 以前」にまとめている。

3. 退職手当の経費

職員数の削減や退職手当の支給率の改正により人件費を抑制しているが、今後も引き続き、退職手当が高水準のまま推移することが見込まれる。

- 各区は、これまで職員数の見直しを着実に実施し、退職手当の支給率の改正により人件費の抑制に努めているが、団塊の世代の退職以降、今後も引き続き、退職手当が高水準で推移することが見込まれている。



※27年度以前は実績、28年度以降は28年4月1日の特別区職員構成に基づき、定年退職者数を見込むとともに、勸奨退職発生率を過去3年の実績より0.02416として勸奨退職者数を推計した。

※18年度以降は清掃派遣職員の身分切替者を含む。

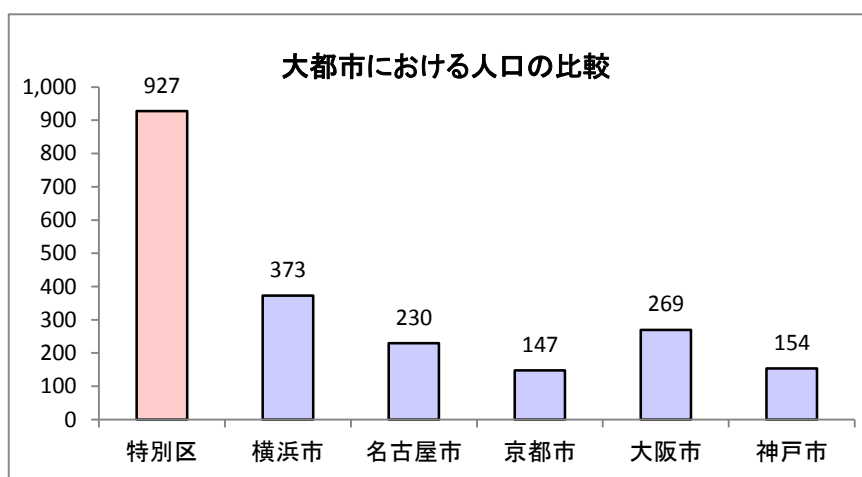
第4章 特別区を取り巻く現状

- 特別区は、人口や企業の極度の集中などに起因する様々な行政課題を抱えており、これらの課題の解決に向けて取り組んでいる。

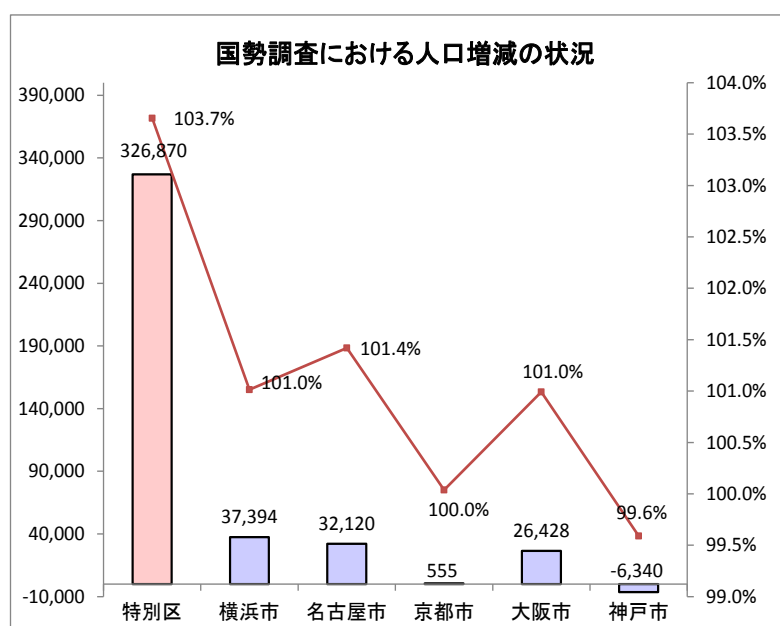
1. 人口推移の状況

他の大都市に比べて人口が大きく増加し、特別区には、より一層人口が集中している状況にある。

- 平成 27 年の国勢調査では、特別区の人口は約 930 万人で、前回の調査時よりも 30 万人以上も増加している。
- 主な大都市と比較しても特別区の人口の増加率は高く、特別区により一層人口が集中している状況にある。
- なお、住民基本台帳人口移動報告（2016 年結果）によると、特別区は平成 9 年以降 20 年連続で転入超過となっている。



※平成 27 年国勢調査

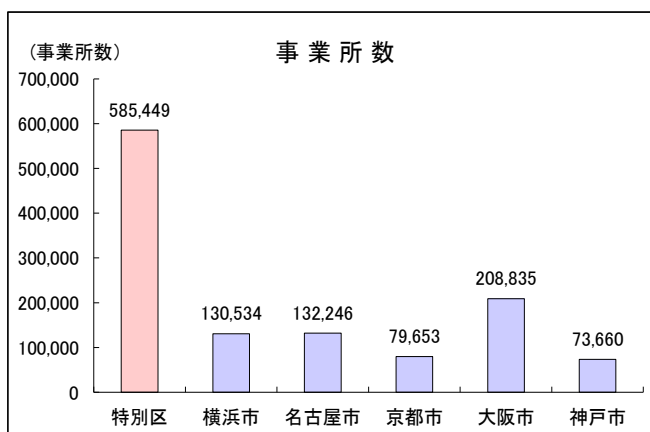


※平成 27 年国勢調査における平成 22 年国勢調査時からの人口の増減及び増減率

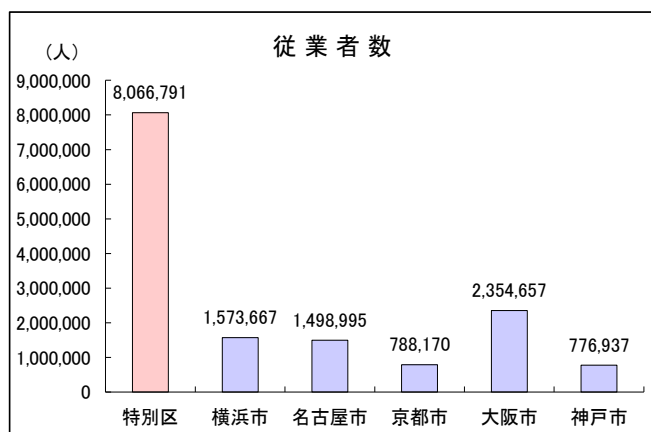
2. 企業集中及び流入人口の状況

特別区の区域には極度の企業集中がある。そのため、都内だけでなく、周辺の県からも多くの人々が通勤や通学で流入し、昼間人口は 1,100 万人を超えている。

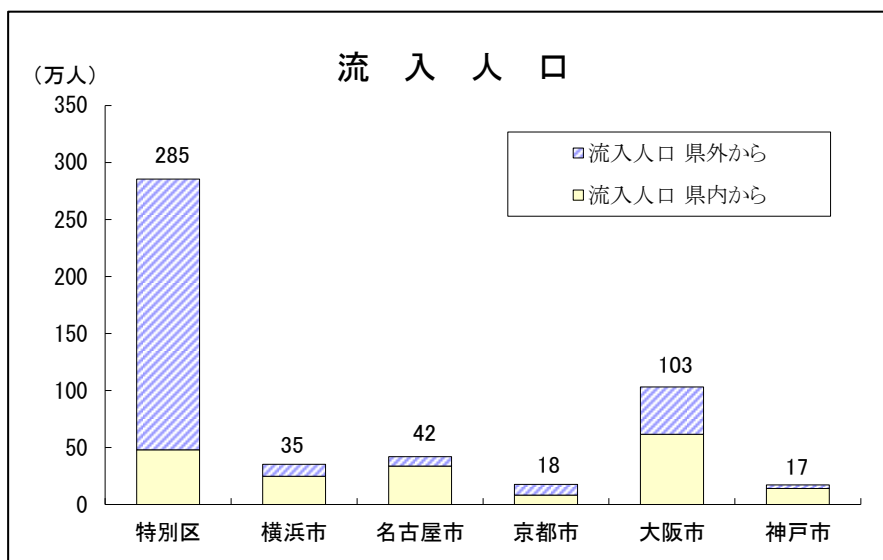
- 特別区の区域には、全国の事業所の約 1 割に当たる 58 万を超える事業所があり、従業員数も 800 万人を超えるなど、極度に企業が集中している。
- そのため、特別区の区域には、都内だけでなく、周辺の県からも含めて 250 万人を超える人々が通勤、通学で流入し、昼間人口は 1,100 万人を超えている。



※平成 26 年経済センサス



※平成 26 年経済センサス

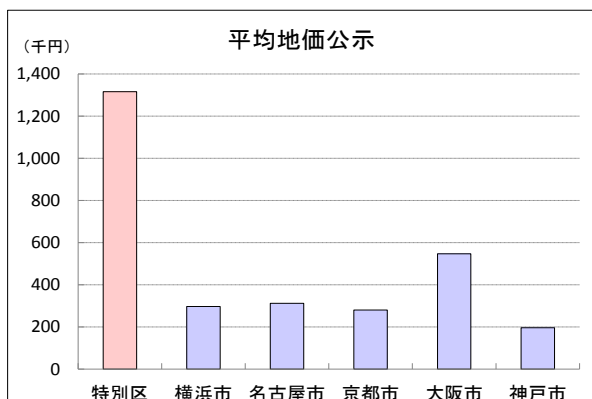


※平成 22 年国勢調査：常住地又は従業地・通学地による人口
 (当該項目における平成 27 年国勢調査の結果の公表は、平成 29 年 6 月ごろを予定している)

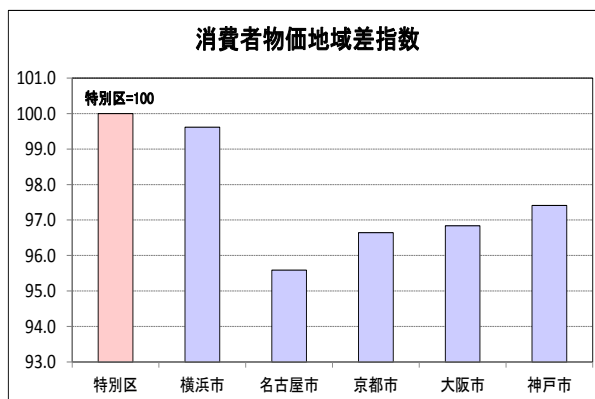
3. 地価や消費者物価の状況

特別区は人口と企業の集中等により、地価や物価が高く、住民に大きな経済的負担となっている。

- 人口や企業の極度の集中は、地価や物価を引き上げている。
- 地価・物価の高騰は特別区の行政経費を引き上げ、公共施設用地の確保も容易ではない。



※平成 27 年度地価公示

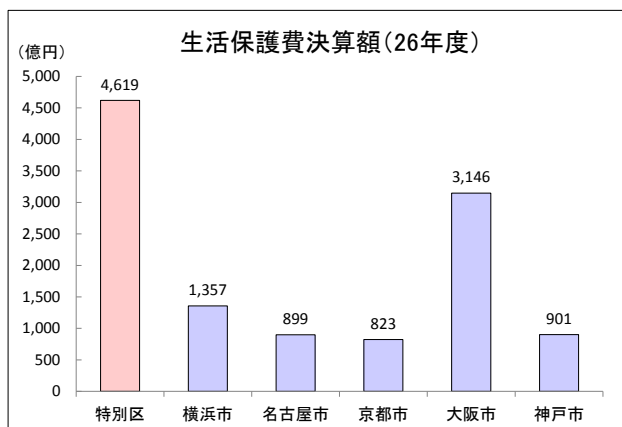


※平成 27 年平均消費者物価地域差指数

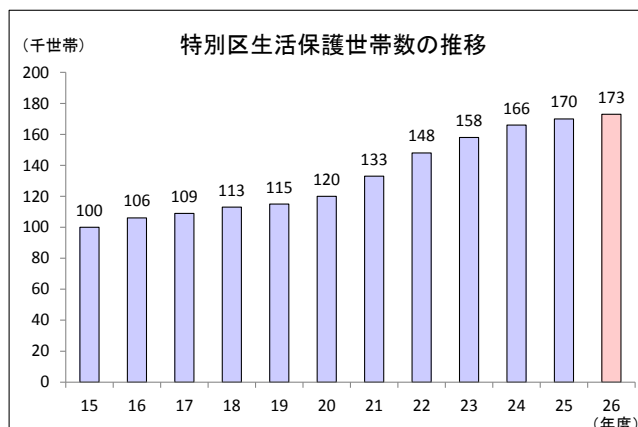
4. 生活保護の状況

生活保護の受給世帯が年々増加していることから、歳出に占める生活保護費の割合は高い状況にあり、財政負担が大きくなっている。

- 特別区における生活保護費の平成 26 年度決算額は約 4,600 億円で、歳出総額 (約 3 兆 5,000 億円) の約 13.2% を占める。
- 平成 15 年度からの 12 年間で、生活保護世帯数が約 7 万 3 千世帯増加し、特別区の財政負担が大きくなっている。



※平成 26 年度地方財政状況調査

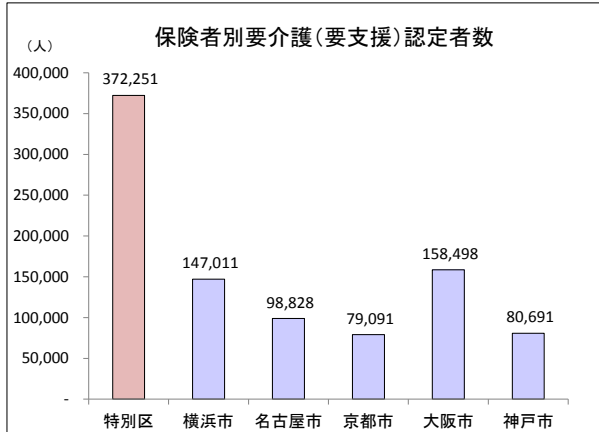


※東京都の統計 福祉統計年報

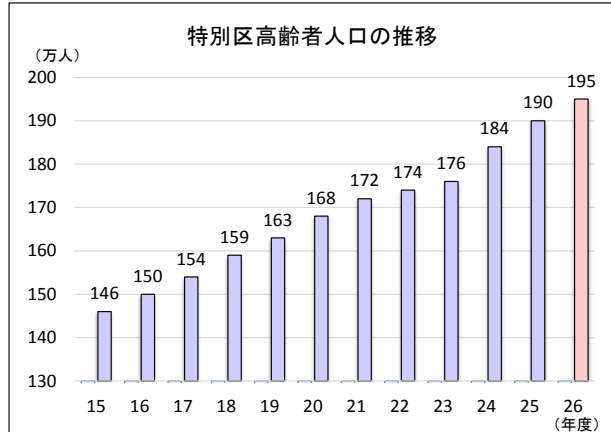
5. 介護保険要介護認定者の状況

特別区における要介護認定者は 37 万人を超え、今後も要介護認定者数の増加も見込まれていることから特別区の財政への影響が懸念される。

- 特別区における要介護認定者数は 37 万人を超えており、他の大都市地域と比べて突出している。
- 今後、さらに高齢化が進み、要介護認定者数の増加も見込まれていることから、介護関係経費の増加による特別区の財政への影響が懸念される。



※厚生労働省：介護保険事業状況報告（平成 26 年度年報）

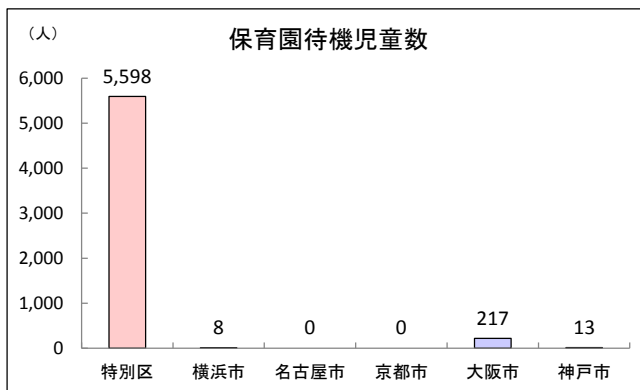


※住民基本台帳による東京都の世帯と人口（区部）

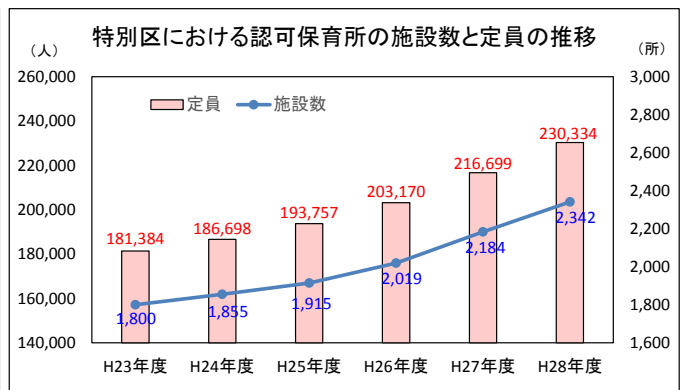
6. 待機児童の状況

特別区の待機児童数は 5,500 人を超え、他の大都市地域と比べても突出しており、待機児童解消に向けたさらなる取り組みが必要な状況にある。

- 特別区は待機児解消に向けた取り組みを全力で行っているものの、保育需要の増により待機児童数は昨年度に比べ増加している。
- 平成 28 年 4 月 1 日現在の待機児童数は 5,500 人を超える状況にあり、他の自治体と比較しても突出しているため、待機児童解消に向けたより一層の取り組みが必要となっている。



※厚生労働省「保育所関連状況取りまとめ（平成 28 年 4 月 1 日）」
特別区の待機児童数は東京都福祉保健局「保育所状況等について」



特別区財政の現状と課題

発行 平成 29 年 3 月
編集発行 特別区長会事務局
東京都千代田区飯田橋 3 - 5 - 1
TEL : 03 (5210) 9754 ~ 62 ・ 67
(ダイヤルイン)